平成２１年（フ）第８８９号
大阪府藤井寺市西古室１―４―12、住民票上の住所大阪市住之江区住之江３丁目14番３―502号
債務者　稲田　仁美
1　決定年月日時　平成21年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第９１７号
大阪府富田林市若松町３丁目３番41号　サンクレール・ヒラタＡ101号室、前住所大阪府南河内郡太子町大字春日98番地の112
債務者　近藤由紀子
1　決定年月日時　平成21年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第９３０号
大阪府富田林市青葉丘10番５号(6)
債務者　並木　　達
1　決定年月日時　平成21年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第９３５号
堺市南区庭代台２丁１番８―209号、申立時の住所堺市南区庭代台２丁10番４―105号
債務者　高本季代美
1　決定年月日時　平成21年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第９５２号
大阪府富田林市清水町３番　大阪府営富田林清水住宅９棟901号
債務者　中芝由貴子（旧姓大宮）
1　決定年月日時　平成21年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第９５５号
堺市中区新家町18番地６
債務者　大塚　ルミ（旧姓鶴村）
1　決定年月日時　平成21年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第９７０号
大阪府松原市丹南４丁目165番地の７
債務者　宮田眞由美（旧姓奥）
1　決定年月日時　平成21年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第９７７号
大阪府羽曳野市西浦1583番地の26
債務者　山本　由紀（旧姓本荘）
1　決定年月日時　平成21年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第９９０号
堺市中区土師町２丁27番１―203号
債務者　倉田　正一
1　決定年月日時　平成21年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１０１１号
大阪府大阪狭山市西山台５丁目５番２―810号
債務者　松本　清子
1　決定年月日時　平成21年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１０１２号
大阪府羽曳野市伊賀３丁目１番14号
債務者　西畑美由紀
1　決定年月日時　平成21年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１０３４号
堺市南区高倉台３丁１番５―105号
債務者　吉田　侑子
1　決定年月日時　平成21年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１０３７号
大阪府大阪狭山市茱萸木２丁目1690―１ギャレ金剛102号室、住民票上の住所大阪市西成区岸里東１丁目21番20号ブライト岸里705号、前住所千葉県船橋市山野町19番地１
債務者　西村　怜志
1　決定年月日時　平成21年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１０４０号
大阪府羽曳野市野183番地の８
債務者　内田　正己
1　決定年月日時　平成21年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１０６７号
大阪府富田林市高辺台３丁目２番７―206号
債務者　安田　　昇
1　決定年月日時　平成21年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１０７９号
大阪府柏原市旭ヶ丘３丁目15番18号
債務者　杉本美津子
1　決定年月日時　平成21年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１０９６号
堺市西区草部1800番地　津久野南団地３棟402号
債務者　立迫美智枝
1　決定年月日時　平成21年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで大阪地方裁判所堺支部破産係